

## I. 基本的な視点・考え方

### ① 適正手続の確保

まずは適正手続の確保の実現を優先すべき。

### ② 協力型事件処理体制の構築

企業と公取委が協力して事件を処理する体制を構築し、自白偏重から報告命令を活用した審査手法への転換を目指すべき。

### ③ 立法事実の十分な検証

画一的・機械的な現行課徴金制度の問題点として挙げられている事例について、そもそも対応の必要性があるのか検証が必要。

### ④ 予見可能性・透明性・公平性の確保、行政権力の濫用防止

法執行の予見可能性・透明性・公平性、行政権力の濫用防止を確保すべき。いわゆる「裁量型課徴金制度」の導入には反対。

### ⑤ 海外事業者に対する厳正な執行

国際的な競争環境の整備等の観点から、海外の事業者に対して厳正に法執行を行うための環境整備が必要。

### ⑥ 法体系全体・近年の法改正の運用動向を踏まえた検討

課徴金制度をはじめとするエンフォースメント体系につき、審判廃止、司法取引導入後の運用を踏まえ、抜本的な見直しが必要。

## II. 適正手続の確保、協力型事件処理体制の構築

- (1) 過去の公取委の執行力強化に応じた適正手続を確保すべき。
- (2) 企業と公取委とが協調的に事件処理を進める体制を構築し、企業に対する報告命令を活用した審査手法に転換すべき。
- (3) 海外事業者への厳正な執行の観点からも、改革は急務。

### 1. 弁護士・依頼者間秘匿特権

コンプライアンスの徹底に向けた取り組みや社内調査による円滑な事件対応・効率的な調査協力、適切な防御権行使のため、独占禁止法の分野で認めるべき。

### 2. 課徴金減免制度の見直し

情報の新規性要件等を工夫したうえで、適用事業者数の上限を撤廃し、違反行為を認めている事業者に広く調査協力インセンティブを与えるべき。同制度の枠外での加減算は、必要性がないばかりか弊害が大きく、反対。

### 3. 特に個人について刑事告発を行わない範囲の拡張

刑事罰が科される可能性がある中での調査対応は困難であり、とりわけ個人の従業員について、刑事告発しない範囲をさらに拡張すべき。

### 4. 供述聴取の改革

弁護士の立会い、メモの録取、作成した調書の謄写を認めるべき。  
一問一答式の調書を作成し、録音・録画を導入すべき。

### 5. 証拠へのアクセスの充実

自社証拠について、提出前の謄写もしくは謄写した物件による提出を認めるべき。  
意見聴取手続においては、公取委の手持ち証拠を全て開示すべき。

## III. 課徴金制度の見直し

### 1. 基本的な考え方

現行課徴金制度の問題点として挙げられる事例については、対応の必要性を精査し、対応の必要性が認められる場合に限り、きめ細かな法改正による対応を検討すべき。  
安易に公取委の裁量に委ねることは厳に慎むべき。

### 2. 売上額の範囲(国際市場分割カルテルへの対応)

国際市場分割カルテルに参加した外国企業に適正に課徴金を賦課すべき。現行法で対応できないならば、法律で特則を設けることを検討すべき。

### 3. 売上額の算定期間

法律関係の安定と、事業者の負担等に配慮して、現行では3年間に限定されており、これを今後も維持すべき。

### 4. 課徴金の算定率

算定ベースを不当利得の額に求める現行の課徴金水準において、違反行為抑止機能は果たされており、これを今後も維持すべき。

### 5. 課徴金の加減算(調査協力以外)

現行法において繰り返し違反、主導的役割に対して既に割増された算定率が適用されており、見直しは不要。

### 6. 民事損害賠償金との調整

独占禁止法第25条を廃止するとともに、民事損害賠償金と課徴金との調整規定を新設すべき。

### 7. 和解制度

実態解明が阻害される可能性、和解の先例が正当な競争行為を制約する可能性があり、極めて慎重に検討すべき。

## 【参考図】 事件処理手続の流れと見直しの主なポイント

端緒

調査(立入検査・供述聴取・報告命令)

意見聴取手続

行政処分(課徴金納付命令等)

取消訴訟

最優先

- ▶ 報告命令中心の審査手法へ転換すべき。
- ▶ 供述聴取を行う場合には以下を認めるべき。  
弁護士の立会い、メモの録取、調書の謄写、一問一答式調書の作成、録音・録画
- ▶ 弁護士・依頼者間秘匿特権を認めるべき。

証拠へのアクセスを充実すべき。

課徴金減免制度を見直すべき。  
刑事告発を行わない範囲を拡充すべき。

<課徴金制度の見直し>

1. 立法事実を十分に検証すべき。  
安易に公取委の裁量に委ねることは厳に慎むべき。
2. 国際市場分割カルテルへの対応を考えるべき。
3. 売上額の算定期間は現行を維持すべき。
4. 課徴金の算定率は現行を維持すべき。
5. 課徴金の加減算(調査協力以外)は見直し不要。
6. 課徴金と民事損害賠償金との調整規定を新設すべき。
7. 和解制度は極めて慎重に検討すべき。